

下妻市医療福祉費支給に関する条例

昭和51年12月24日

条例第29号

改正 昭和58年1月24日条例第2号

昭和59年9月22日条例第26号

昭和61年6月23日条例第27号

平成3年6月27日条例第15号

平成6年9月30日条例第19号

平成7年3月31日条例第7号

平成7年11月21日条例第28号

平成8年9月25日条例第18号

平成9年9月26日条例第17号

平成10年9月28日条例第25号

平成11年3月25日条例第12号

平成12年3月31日条例第14号

平成13年3月30日条例第19号

平成15年3月25日条例第10号

平成17年9月30日条例第17号

平成17年12月21日条例第67号

平成18年9月29日条例第24号

平成19年6月25日条例第19号

平成20年3月28日条例第8号

平成21年3月30日条例第6号

平成22年3月30日条例第5号

平成22年6月25日条例第14号

平成23年3月30日条例第8号

平成24年3月30日条例第7号

平成26年3月20日条例第3号

平成26年9月25日条例第17号

平成28年6月30日条例第15号

下妻市医療福祉費支給に関する条例（昭和48年下妻市条例第11号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者等の健康の保持増進を図るため、その医療費の一部を助成し、これらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 妊産婦 母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条に規定する妊娠の届出のあった日の属する月の初日から出産（流産を含む。）のあった日の属する月の翌月の末日に達するまでの者
- (2) 小児 出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (3) 母子家庭の母子 次に掲げる者をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に定める配偶者のない女子（以下「配偶者のない女子」という。）で次に掲げる児童を現に監護している者及びその児童

(ア) 18歳未満の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。)

(イ) 20歳未満の児童(20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む。以下同じ。)で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）別表第1に定める障害の状態にある者

(ウ) 20歳未満の児童で別表に定める学校に在学している者

イ 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条に定める父母のない児童のうちアの(ア)、(イ)及び(ウ)に掲げる児童

ウ イに掲げる者を現に養育している配偶者のない女子又は婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたことのない女子

- (4) 父子家庭の父子 次に掲げる者をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に定める配偶者のない男子(以下「配

偶者のない男子」という。)で第3号ア(ア)、(イ)及び(ウ)に掲げる児童を
現に監護している者及びその児童

イ 第3号イに掲げる者を現に養育している配偶者のない男子又は婚姻(婚姻の届出
をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたことの
ない男子

(5) 重度心身障害者等 次に掲げる者をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身
体障害者手帳(以下「手帳」という。)の交付を受けた者で、その障害の程度が同
法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号(以下「省令別表」という。)
の1級又は2級に該当する者(65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保
に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条第2号の規定による認定を受け
たものに限る。)

イ 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級に該当し、かつ、障
害名が心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不
全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害とされる者(65歳以上75歳未満
の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受け
たものに限る。)

ウ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所(以下
「児童相談所」という。)又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第1
2条に規定する知的障害者の更生援護に関する相談所(以下「知的障害者更生相談
所」という。)において、知能指数が35以下と判定された者(65歳以上75歳
未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を
受けたものに限る。)

エ 手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が省令別表の3級に該当し、かつ、児
童相談所又は知的障害者更生相談所において、知能指数が50以下と判定された者
(65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号
の規定による認定を受けたものに限る。)

オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別
表第3の1級に該当する特別児童扶養手当の支給の対象となった児童

カ 国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表1級に該当する障害年金等

受給権者（ 65 歳以上 75 歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条第 2 号の規定による認定を受けたものに限る。 ）

（対象者）

第 3 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、下妻市の区域内に住所を有する者で、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)、高齢者の医療の確保に関する法律又は規則で定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）の規定により、医療に関する給付を受けることができる者（下妻市の区域外に住所を有する者で、国民健康保険法第 116 条の 2 の規定により下妻市が行う国民健康保険の被保険者となる者及び高齢者の医療の確保に関する法律第 55 条の規定により茨城県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であって、かつ、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成 19 年政令第 325 号）第 9 条の規定により下妻市がその保険料を徴収する被保険者を含む。）のうち、前条各号のいずれかに該当するものとする。ただし、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者を除く。

（医療福祉費の支給）

第 4 条 市は、対象者の疾病又は負傷（対象者が妊産婦である場合にあっては、妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要となる疾病又は負傷に限る。以下同じ。）について国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。以下同じ。）が行われた場合において、その給付の額（これらの法律の規定により、一部負担金の納付が定められている場合は当該一部負担金に相当する額を控除した額とし、高額療養費が支給されることとなる場合は当該支給されるべき額に相当する額を加えた額とし、附加給付が行われた場合は当該附加給付額に相当する額を加えた額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則で定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を医療福祉費として支給する。この場合において、当該疾病又は負傷について児童福祉法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われるときは、その給付の額（国民健康保険法による被保険者又は社会保険各法による被保険者、組合員若しくはその被扶養者が負担すべき額を控除した額とする。）を控除した額を医療福祉費として支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、対象者（重度心身障害者等を除く。）が健康保険法（大正

1 1 年法律第 7 0 号) 第 6 3 条第 3 項各号に定める病院又は診療所 (以下この項において「保険医療機関等」という。) において医療を受けた場合及び同法第 8 8 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者 (以下「指定訪問看護事業者」という。) による指定訪問看護を受けた場合は、前項の規定により支給する額 (以下「支給額」という。) から保険医療機関等及び指定訪問看護事業者ごとに次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を控除するものとする。

(1) 入院以外の医療及び指定訪問看護を受けた場合 1 日につき 6 0 0 円 (1 日の支給額が 6 0 0 円に満たない場合にあつては、その満たない額とし、同一月に同一の保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において 2 回を限度とする。)

(2) 入院の医療を受けた場合 1 日につき 3 0 0 円 (1 日の支給額が 3 0 0 円に満たない場合にあつては、その満たない額とし、同一月に同一の保険医療機関等において 3 , 0 0 0 円を限度とする。)

3 第 1 項の高額療養費は、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律若しくは社会保険各法又はこれらの法律に基づく政令及び省令の定めるところにより算出された額とする。

4 第 1 項の医療に要する費用の額は、健康保険に関する法令の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費 (健康保険に関する法令の規定による入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除く。) の対象となる医療に要する費用の額 (6 5 歳以上の重度心身障害者等にあつては、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による入院時食事療養費及び入院時生活療養費を除いた医療、保険外併用療養費、医療費及び訪問看護療養費の対象となる医療に要する費用の額) とする。ただし、現に要した費用の額を超えることはできない。

5 医療福祉費は、対象者の申請に基づいて支給する。ただし、市長が必要と認めた場合は、対象者の配偶者又は親権を行う者若しくは後見人その他の者で、現に対象者を保護する者 (以下「保護者等」という。) の申請に基づいて支給することができる。

6 市は、対象者が規則で定める手続に従い、市が契約した健康保険法第 6 3 条第 3 項各号に定める病院若しくは診療所又は薬局 (以下この項において「保険医療機関等」という。) において医療を受けた場合若しくは指定訪問看護事業者による指定訪問看護を受けた場合には、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、又は当該指定訪問看護に関し指定訪問看護事業者に支払うべき費用をその者に代わり当該保

険医療機関等又は指定訪問看護事業者に支払うことができる。

7 前項の規定による支払をしたときは、当該医療を受けた者に対し、医療福祉費を支給したものとみなす。

(控除額等の支給)

第4条の2 市は、前条第2項第1号及び第2号の規定により控除する額又は入院時食事療養費の標準負担額を、次に掲げる者の申請に基づいて支給する。ただし、市長が必要と認めた場合は、保護者等の申請に基づいて支給することができる。

(1) 妊産婦(次条第1項第1号の規定に該当しない者に限る。)

(2) 小児のうち、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(次条第1項第2号の規定に該当しない者に限る。)

(3) 重度心身障害者等のうち、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(次条第1項第4号の規定に該当しない者に限る。)

(医療福祉費の支給制限)

第5条 第4条の規定にかかわらず、医療福祉費は対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

(1) 妊産婦にあつては、母子保健法(昭和40年法律第141号)第15条に規定する妊娠の届出のあった日において、その者若しくはその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の前年の所得(母子保健法第15条に規定する妊娠の届出のあった日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号について同じ。)が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第1条に定める額と同条に規定する児童1人につき加算する額を加算した額(以下「基準額」という。)以上であるとき、又はその者若しくはその者の配偶者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(2) 小児にあつては、出生の日並びに1歳の誕生日から15歳の誕生日までの間の誕生日において、その父若しくは母の前年の所得(出生の日及び当該誕生日の属する月が1月から6月までの者は、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が基準

額以上であるとき、又は小児の父母を除く扶養義務者で主として小児の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(3) 母子家庭の母子及び父子家庭の父子にあっては、対象者としての申請をした日（以下「届出日」という。）又は7月1日現在において、そのいずれかの者の前年の所得（届出日の属する月が1月から6月までの者にあつては、前々年の所得とする。以下同じ。）が扶養親族等の有無及び数に応じて、7月1日（前々年の所得にあつては、前年の7月1日）現在における国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第28条第10項の規定によりその例によるものとされる同法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）第66条第3項に基づき、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号。以下「経過措置政令」という。）第46条第4項に定める額以上であるとき、又はその扶養義務者で主として当該母子家庭の母子及び父子家庭の父子の生計を維持する者の前年の所得が1,000万円以上であるとき。

(4) 重度心身障害者等にあつては、届出日又は7月1日現在において、その者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第1項に定める額に53万3,000円を加えた額以上であるとき、又はその者の配偶者若しくはその扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が所得税法に規定する扶養親族等の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第2項に定める額以上であるとき。

2 前項各号に規定する所得の額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する課税長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する課税短期譲渡所得の金額並びに同法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項において準用する同条第1項の規定の適用がある場合は、その適用後の金額）の合計額とする。ただし、前項第1号及び第2号に規定する基準額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、児童手当法施行令第2条及び第3条の規定の例によるものとし、前項第3号に規定する経過措置政

令第46条第4項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定並びに経過措置政令第46条第7項の規定の例によるものとし、前項第4号に規定する特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第2条第1項に定める額及び同条第2項に定める額の算出に当たっての所得の範囲及び計算方法は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第5条の規定の例によるものとする。

3 第1項各号に規定する前年の所得の生じた翌年の1月1日以後において、対象者又は配偶者若しくは対象者の扶養義務者の財産について地方税法第314条の2第1項第1号に規定する災害等による損失があったとき、又は対象者若しくは配偶者若しくは対象者の扶養義務者に係る同項第2号に規定する医療費の支払が多額となったときは、規則で定めるところにより計算した額を前年の所得から控除して計算するものとする。

(届出)

第6条 対象者又は保護者等は、規則で定める事項について、速やかに市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第7条 この条例による医療福祉費の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(医療福祉費の返還)

第8条 市長は、対象者の疾病又は負傷に関し、対象者又は保護者等が損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療福祉費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療福祉費を返還させることができる。

2 市長は、偽りその他不正行為によって、この条例による医療福祉費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和52年1月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の下妻市医療福祉費支給に関する条例（以下「旧条例」という。）により医療福祉費の支給の対象者となっている者で、旧条例第2条第1号に規定するものについては、その者が1歳に達するまで、旧条例第2条第2号から第4号までに規定するものについては、昭和52年6月30日までの間は、なお従前の例による。

（千代川村の編入に伴う経過措置）

- 3 千代川村の編入の日前に、診療のあった医療福祉費の支給については、なお千代川村医療福祉費支給に関する条例（昭和51年千代川村条例第24号）の例による。

付 則（昭和58年条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

（経過規定）

- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

付 則（昭和59年条例第26号）

- 1 この条例は、昭和59年10月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

付 則（昭和61年条例第27号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 昭和60年8月1日からこの条例の施行日前までの間に、この条例による改正前の下妻市医療福祉費支給に関する条例第3条の対象者となった者については、その対象者となった日からこの条例による改正後の下妻市医療福祉費支給に関する条例第5条の規定を適用する。

付 則（平成3年条例第15号）

- 1 この条例は、平成3年7月1日から施行する。

- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正後の下妻市医療福祉費支給に関する条例第5条第1項第1号の規定は、平成3年7月1日以降に出生した乳児について適用し、同日前に出生した乳児については、なお従前の例による。

付 則（平成6年条例第19号）

- 1 この条例は、平成 6 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成 7 年条例第 7 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 6 年 1 0 月 1 日から適用する。
- 2 この条例の適用日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

付 則（平成 7 年条例第 2 8 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 1 号イ、第 5 条第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに同条第 2 項の改正規定は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

付 則（平成 8 年条例第 1 8 号）

- 1 この条例は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

付 則（平成 9 年条例第 1 7 号）

- 1 この条例は、平成 1 0 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

付 則（平成 1 0 年条例第 2 5 号）

- 1 この条例は、平成 1 0 年 1 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 3 号エの改正規定は、平成 1 0 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この条例の適用年月日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

付 則（平成 1 1 年条例第 1 2 号）

この条例は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 1 2 年条例第 1 4 号）

この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 5 条第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則（平成 1 3 年条例第 1 9 号）

- 1 この条例は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行し、この条例による改正後の下妻市医療福祉費支給に関する条例第 4 条第 1 項及び第 4 項の規定は、平成 1 3 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成 15 年条例第 10 号）

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成 17 年条例第 17 号）

- 1 この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の適用年月日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。
- 3 平成 17 年 11 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間に給付を受けた重度心身障害者等に係る入院時食事療養費については、改正後の条例第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、標準負担額の二分の一の額を医療福祉費として支給するものとする。

付 則（平成 17 年条例第 67 号）

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（平成 18 年条例第 24 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の適用年月日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

付 則（平成 19 年条例第 19 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の適用年月日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。

付 則（平成 20 年条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項第 4 号の改正規定及び同条第 2 項の改正規定は平成 20 年 7 月 1 日から、別表第 1 の改正規定は公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前になされた診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例

による。

- 3 この条例による改正前の下妻市医療福祉費支給に関する条例第3条の規定による対象者であって、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第7条の規定による改正前の老人保健法第25条第7項の規定により下妻市が医療を行っていたものについては、平成20年6月30日までの間において、改正後の下妻市医療福祉費支給に関する条例第3条の規定にかかわらず、医療福祉費を支給するものとする。

付 則（平成21年条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前になされた診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の下妻市医療福祉費支給に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第3条の規定による対象者であった妊産婦であって、改正前の条例第4条の規定による下妻市が医療福祉費の支給を行っていたものについては、出産（流産を含む。）のあった日の属する月の翌月の末に達するまでの間において、この条例による改正後の下妻市医療福祉費支給に関する条例第3条の規定にかかわらず、改正前の条例第4条の規定による医療福祉費を支給するものとする。

付 則（平成22年条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前になされた診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成22年条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前になされた診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成 2 3 年条例第 8 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前になされた診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成 2 4 年条例第 7 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 4 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 5 号ウの改正規定は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前になされた診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成 2 6 年条例第 3 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前になされた診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成 2 6 年条例第 1 7 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前になされた診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成 2 8 年条例第 1 5 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前になされた診療に係る医療福祉費の支給については、なお従前の例

による。

別表（第2条関係）

- 1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校（同法第54条に規定する通信制の課程並びに同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。）
- 2 学校教育法第1条に規定する中等教育学校の後期課程（同法第70条において準用する同法第54条に規定する通信制の課程並びに同法第58条に規定する専攻科及び別科を除く。）
- 3 学校教育法第1条に規定する高等専門学校（第4学年以上の者を除く。）
- 4 学校教育法第1条に規定する特別支援学校の高等部
- 5 学校教育法第125条に規定する専修学校の高等課程
- 6 学校教育法第134条に規定する各種学校のうち外国人学校高等部

下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則

昭和51年12月24日

規則第24号

改正 昭和58年3月15日規則第1号

昭和59年9月28日規則第16号

昭和62年3月30日規則第5号

平成3年6月27日規則第8号

平成4年1月20日規則第4号

平成6年10月19日規則第13号

平成7年3月31日規則第10号

平成7年7月7日規則第22号

平成8年9月26日規則第15号

平成9年8月29日規則第26号

平成10年10月30日規則第21号

平成11年3月31日規則第24号

平成11年8月5日規則第34号

平成12年3月31日規則第13号

平成12年12月28日規則第41号

平成13年3月30日規則第16号

平成15年3月26日規則第13号

平成17年10月31日規則第36号

平成17年12月28日規則第93号

平成18年5月25日規則第20号

平成19年9月28日規則第28号

平成20年3月31日規則第13号

平成21年6月30日規則第18号

平成22年9月30日規則第27号

平成23年3月10日規則第6号

平成24年9月25日規則第29号

平成26年9月10日規則第13号

下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則（昭和48年市規則第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、下妻市医療福祉費支給に関する条例（昭和51年下妻市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（社会保険各法）

第2条 条例第3条の規則で定める社会保険各法は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（医療福祉費受給者証の交付申請）

第3条 条例第4条の規定による医療福祉費の支給を受けようとする者は、医療福祉費受給者証交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 条例第5条第1項の規定に該当するもので、同条第3項の規定により医療福祉費の支給を受けられる場合は、同項に規定する事実を証明するに足る書類
- (2) 転入者にあつては、条例第5条に規定する所得を証明するに足る書類

3 第1項の申請書を提出するにあつては、次の各号に定める書類を提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 国民健康保険の被保険者、後期高齢者医療制度の被保険者又は社会保険各法の被保険者、組合員、被扶養者にあつては、その旨を証する書類
- (2) 条例第2条第1号に該当する者にあつては、その妊娠を証する書類
- (3) 条例第2条第3号及び第4号に該当する者にあつては、市長が定める書類
- (4) 条例第2条第3号ア（イ）に該当する者にあつては、同号に定める障害の程度を証する書類
- (5) 条例第2条第3号ア（ウ）に該当する者にあつては、在学を証する書類
- (6) 条例第2条第5号に該当する者にあつては、同号に定める障害の程度を証する書類

4 条例第3条に規定する対象者に該当する期間内にあり、医療福祉費受給者証（様式第2号）に記載された有効期間を更新しようとする場合において、申請書に記載すべき全ての事項について、公簿等により確認することができるときは、申請書の提出を省略することができるものとする。

（受給者証の交付）

第4条 市長は、前条に規定する申請書に基づいて条例第3条に規定する対象者（以下「対象者」という。）であり条例第5条第1項各号に該当する者でないことを確認したときは、申請者が妊産婦以外の者である場合にあっては医療福祉費受給者証を、妊産婦である場合にあっては妊産婦医療福祉費受給者証（様式第2号の2）を交付するものとする。

（受給者証の再交付申請）

第5条 医療福祉費受給者証又は妊産婦医療福祉費受給者証（以下「受給者証」と総称する。）の交付を受けている者（以下「受給者」という。）又は条例第4条第5項に規定する保護者等（以下「保護者等」という。）は、受給者証を破り、よごし、又は失ったときは、医療福祉費受給者証再交付申請書（様式第3号）を提出して、その再交付を申請することができる。

2 受給者証を破り、又はよごした場合には、前項の申請書にその受給者証を添えなければならない。

3 受給者又は保護者等は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

（医療福祉費の支給申請）

第6条 条例第4条第5項の規定による申請は、医療福祉費支給申請書（様式第4号）を市長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 条例第4条第6項に規定する保険医療機関等（以下「保険医療機関等」という。）の発行する領収書又は国民健康保険若しくは医療保険の保険者が発行する療養費若しくは附加給付金の支給証明書

(2) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書を提出するにあたっては、受給者証を提示しなければならない。

（支給の決定）

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査のうえ当該申請に係る支

給額を決定し、医療福祉費支給決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（受療の手續）

第8条 対象者は、条例第4条第6項の規定による医療又は指定訪問看護を受けようとするときは、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示しなければならない。

（控除額等の支給申請）

第8条の2 条例第4条の2の規定による申請は、医療福祉費自己負担金支給申請書（様式第6号）を市長に提出して行うものとする。

2 前項の申請は、対象者（重度心身障害者等を除く。この項及び次条において同じ。）の受給者証の有効期間内における条例第4条第2項の規定により控除する額の支給に係るものとし、対象者又は保護者等は同項に規定する医療等を受ける前に当該申請をできるものとする。

（控除額の支給）

第8条の3 市長は、前条第1項の申請を受理し、対象者が条例第4条第2項に規定する医療等を受け控除額が発生した場合には、対象者の受給者証の有効期間内の月ごとに、当該月の控除額に相当する額を後日支払うこととする。

（災害等による損失等の計算の方法）

第9条 条例第5条第3項に規定する規則で定める額は、老人保健法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（昭和58年政令第6号）第8条の規定による改正前の老人福祉法施行令（昭和38年政令第247号）第4条第3項及び第4項の例により計算するものとする。

（届出事項等）

第10条 条例第6条の規則で定める届出事項は、受給者又は保護者等に関し、次の各号に定める事項に変更があった場合とし、同条による届出は医療福祉費受給資格等変更届（様式第7号）に受給者証を提示して行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 条例第5条に規定する扶養義務者
- (4) 条例第5条に規定する所得の額

- (5) 条例第2条第1号に定める者の支払い口座等
- (6) 条例第2条第3号ア(イ)に定める者の障害の程度
- (7) 条例第2条第3号ア(ウ)に定める者の在学の状況
- (8) 条例第2条第5号に定める者の障害の程度
- (9) 対象者が加入している国民健康保険又は医療保険(以下「加入保険」という。)の世帯主又は被保険者若しくは組合員
- (10) 対象者の加入保険の被保険者及びその所在地若しくは名称
(第三者の行為による被害の届出)

第11条 医療福祉費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、受給者又は保護者等は、第三者の行為による被害届(様式第8号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(添付書類の省略)

第12条 市長は、この規則に定める申請書又は届出に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(受給者証の返還)

第13条 受給者が、条例第3条に規定する対象者の要件を欠くに至った場合は、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和52年1月1日から施行する。

(経過規定)

2 改正前の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第4条の規定により交付された医療福祉費受給者証は、この規則第4条の規定により交付されたものとみなし、旧規則の規定に基づいてなされている申請、届出その他の手続はこの規則の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

(千代川村の編入に伴う経過措置)

3 千代川村の編入の日前に、診療のあった医療福祉費の支給については、なお千代川村医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和52年千代川村規則第5号)の例による。

付 則(昭和58年規則第1号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第6号に係る改正規定は、昭和58年4月1日以降の診療分から適用する。
- 2 この規則による改正後の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正を施したうえ、なお使用することができる。

付 則（昭和59年規則第16号）

- 1 この規則は、昭和59年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定に基づく様式については、なお使用することができる。ただし、下妻市医療福祉費支給に関する条例（下妻市条例第24号）第3条の規定に基づき、この規則の施行日以後の新たな対象者に関する様式第6号に係る改正規定を除く。

付 則（昭和62年規則第5号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正を施したうえ、なお使用することができる。

付 則（平成3年規則第8号）

この規則は、平成3年7月1日から施行する。

付 則（平成4年規則第4号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

付 則（平成6年規則第13号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成6年10月1日から適用する。
- 2 この規則による改正後の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

付 則（平成7年規則第10号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則による改正後の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

付 則（平成 7 年規則第 2 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 8 年規則第 1 5 号）

この規則は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（平成 9 年規則第 2 6 号）

- 1 この規則は、平成 1 0 年 1 月 1 日から施行する。ただし、様式第 6 号の改正規定は、平成 9 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規定による改正前の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

付 則（平成 1 0 年規則第 2 1 号）

この規則は、平成 1 0 年 1 1 月 1 日から施行する。

付 則（平成 1 1 年規則第 2 4 号）

- 1 この規則は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をした上、なお使用することができる。

付 則（平成 1 1 年規則第 3 4 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の下妻市医療福祉に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

付 則（平成 1 2 年規則第 1 3 号）

この規則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 1 2 年規則第 4 1 号）

- 1 この規則は、平成 1 3 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわ

らず、この規則による改正前の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

付 則（平成 13 年規則第 16 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 15 年規則第 13 号）

- 1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

付 則（平成 17 年規則第 36 号）

- 1 この規則は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

付 則（平成 17 年規則第 93 号）

この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（平成 18 年規則第 20 号）

この規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

付 則（平成 19 年規則第 28 号）

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成 20 年規則第 13 号）

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

付 則（平成 21 年規則第 18 号）

- 1 この規則は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

付 則（平成 2 2 年規則第 2 7 号）

- 1 この規則は、平成 2 2 年 1 0 月 1 日から施行し、改正後の様式第 1 号のうち保険種別の内容、様式第 2 号及び様式第 7 号は、平成 2 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規則による改正後の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

付 則（平成 2 3 年規則第 6 号）

- 1 この規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

付 則（平成 2 4 年規則第 2 9 号）

- 1 この規則は、平成 2 4 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

付 則（平成 2 6 年規則第 1 3 号）

- 1 この規則は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則の規定による様式については、所要の補正をしたうえ、なお使用することができる。

付 則（平成 2 8 年規則第 5 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）の施行の日（平成 2 8 年 4 月 1 日）から施行する。



（経過措置）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であって、この規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第 2 条の規定による改正前の下妻市情報公開条例施行規則、第

3条の規定による改正前の下妻市個人情報保護条例施行規則、第5条の規定による改正前の下妻市空き家等の適正管理に関する条例施行規則、第7条の規定による改正前の下妻市市税条例施行規則、第8条の規定による改正前の下妻市生活保護法施行細則、第9条の規定による改正前の下妻市医療福祉費支給に関する条例施行規則、第10条の規定による改正前の下妻市児童手当事務処理規則、第11条の規定による改正前の下妻市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則、第12条の規定による改正前の下妻市ひとり親家庭等児童学資金支給条例施行規則、第13条の規定による改正前の下妻市基準該当障害福祉サービスを行う事業者の登録に関する規則、第14条の規定による改正前の下妻市老人福祉法施行細則、第15条の規定による改正前の下妻市ねたきり老人等福祉手当支給条例施行規則、第16条の規定による改正前の下妻市土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積の規制に関する条例施行規則、第17条の規定による改正前の下妻市廃棄物の処理及び清掃に関する規則、第18条の規定による改正前の下妻市国民健康保険条例施行規則、第19条の規定による改正前の下妻市介護保険料の減免に関する規則、第20条の規定による改正前の下妻市道路管理及び道路占用に関する規則、第21条の規定による改正前の下妻市法定外公共物管理条例施行規則、第22条の規定による改正前の下妻市土地譲渡益重課制度及び超短期重課制度に係る優良宅地認定事務取扱規則、第23条の規定による改正前の下妻市土地譲渡益重課制度に係る優良住宅新築認定事務取扱規則、第24条の規定による改正前の下妻市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則及び第25条の規定による改正前の下妻市保育の利用に関する規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第2号(第3条、第4条関係)

(表)

<div style="text-align: center;">  医療福祉費受給者証 </div>							
公費負担者番号							
受給者番号							
被保険者証等の記号及び番号							
保険種別	国・退・協会・組・船・共・国組・後期						
保険者番号							
受給者	住所						
	氏名	男 女					
	生年月日	年 月 日					
有効期間	自	年	月	日			
	至	年	月	日			
下妻市 							
交付年月日	年 月 日						

(裏)

注 意 事 項	
1	この証は、下妻市医療福祉費の支給に関する条例により、医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
2	医療費の支給を申請するときは、この証と医療機関からの領収書又は医療保険の保険者が発行する療養費附加給付に関する証明書及び印鑑を持参してください。
3	加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、直ちに下妻市役所に届け出てください。
4	生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡又はこの証の有効期間を経過したときは、速やかに下妻市役所へ返還してください。
5	その他おわかりにならないことは、下妻市役所窓口でお尋ねください。

様式第2号の2(第4条関係)

(表)

<div style="text-align: center;">  妊産婦医療福祉費受給者証 </div>							
<div style="text-align: center;"> ◎ この証は、原則として産科・婦人科を標榜する医療機関を受診するときのみ有効です。 </div>							
公費負担者番号							
受給者番号							
被保険者証等の記号及び番号							
保険種別	国・退・協会・組・船・共・国組・後期						
保険者番号							
受給者	住所						
	氏名						
	生年月日	年 月 日					
有効期間	自	年 月 日					
	至	出産日の翌月末日 (出産予定日 年 月 日)					
下 妻 市 							
交付年月日	年 月 日						

(裏)

注 意 事 項	
1	この証は、下妻市医療福祉費の支給に関する条例により、医療福祉費の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
2	医療費の支給を申請するときは、この証と医療機関からの領収書又は医療保険の保険者が発行する療養費、附加給付に関する証明書及び印鑑を持参してください。
3	加入医療保険又はこの証に記載してある事項に変更があったときは、直ちに下妻市役所に届け出てください。
4	生活保護法の適用を受けるようになったとき、転出、死亡又はこの証の有効期間を経過したときは、速やかに下妻市役所へ返還してください。
5	その他おわかりにならないことは、下妻市役所窓口でお尋ねください。
◎	妊娠の継続と安全な出産のために他診療科等の検査、診断、治療を要する場合は、産科・婦人科を標榜する医療機関から紹介がある場合は対象となります。

様式第3号(第5条関係)

決 裁	下記のとおり 決定してよろしいか。 年 月 日	課 長	補 佐	係 長	係

㊦ 医療福祉費受給者証再交付申請書			
公費負担者 番 号		対象者 氏 名	男 女
受給者番号			年 月 日生
再交付申請 の 理 由			
誓 約 書			
<p>受給者証を発見したときは、ただちに返納します。受給者証紛失のために生じた事故については、貴市に負担をかけないこと誓約いたします。</p> <p style="text-align: right;">受給者 ㊦</p> <p>(注)押印は、署名(自筆)の場合は、必要ありません。 押印をぼ印に代えることは、差し支えありません。</p>			
<p>上記のとおり申請します。 年 月 日 下妻市長 殿</p> <p style="text-align: center;">申 請 者 住 所 下妻市</p> <p style="text-align: center;">〔受給者又は 保護者等〕 氏 名 ㊦</p> <p>(注)押印は、署名(自筆)の場合は、必要ありません。 押印をぼ印に代えることは、差し支えありません。</p>			

様式第4号(第6条関係)

㊦ 医療福祉費支給申請書			
公費負担者番号		受給者氏名	男・女
受給者番号			
保険者名及び被保険者証記号番号		生年月日	年 月 日
医療機関等の所在地及び名称又は氏名			
医療等の内容	医科・歯科・調剤・柔整・輸血 訪問看護ステーション・コルセット その他()	医療等を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで
医療機関で支払った金額 (医療保険各法の一部負担の額)	円		
<p>上記のとおり医療福祉費の支給を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>下妻市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 (受給者又は保護者) 氏名 ㊦</p> <p style="text-align: center;">(注)押印は、署名(自筆)の場合は必要ありません。 押印をぼ印に代えることは差し支えありません。</p>			
<p>(注)1 添付書類</p> <p>① 医療機関等が発行する領収書又は療養費支給証明書及び診療明細書若しくは調剤明細書</p> <p>② 高額療養費・附加給付等がある場合は、支給決定通知書の写し又は支給証明書</p> <p>2 申請者が医療機関等で支払った金額から外来自己負担金額、入院自己負担金額、他法による公費負担額、高額療養費等を控除した額が支給されます。</p> <p>3 ※欄は、市町村で記入します。</p>			

※ 支 給 内 訳	領収書等の金額	患者負担割合金額		
	円	① 円	② 円	③ 円
控除額内訳		円	附加給付額	円
	他法公費負担額	円	その他	円
	高額療養費	円	控除額計 ④	円
	交付決定額	①+②+③-④		円

様式第5号(第7条関係)

年 月 日

様

下妻市長



㊦ 医療福祉費支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった医療福祉費について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 承認

受給者氏名	
決定金額	《診療年月》 年 月分 円
口座振込日	年 月 日

2 不承認 一部不承認
理由

(不服申立てに係る教示)

この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に下妻市に対して審査請求をすることができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

この決定の取消しを求める訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6月以内(この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内。以下同じ。)に、下妻市を被告として(訴訟において下妻市を代表する者は、下妻市長となります。)、提起することができます。ただし、この通知を受けた日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したとき(この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合にあつては、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したとき)は、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号(第8条の2関係)

㊦ 医療福祉費自己負担金支給申請書			
公費負担者番号		受給者	男
受給者番号		氏名	女
被保険者証記 号番号及び保険 者番号		生年 月日	年 月 日
住所			
期間	年 月 日から 年 月 日まで (受給者証の有効期間を記入すること。)		
振込先	金融機関名	銀行コード	支店コード
		銀行・農協・信金・信組 支店	
	預金種目	普通	口座番号
	口座名義人	(フリガナ)	
上記のとおり医療福祉費自己負担金の支給を申請します。			
下妻市長 様		年 月 日	
	申請者	住所	
	(受給者又 は保護者)	氏名	㊦
		電話番号	
(注) 押印は、署名(自筆)の場合は必要ありません。 押印をば印に代えることは差し支えありません。			
(注) 1 口座名義人の欄には、フリガナを必ず記入してください。 2 上記期間中に変更があったときは、必ず保険年金課の窓口で変更の手続きをお願いします。 3 この申請書により受給者の有効期間内の自己負担金を支給しますが、改めて通知はしませんので、御了承ください。			

様式第7号(第10条関係)

医療福祉費受給資格等 変更届		公費負担者 番号		受給者 氏名	
		受給者番号			
届出事項	変更前	変更後		変更年月日	
氏名	ふりがな	ふりがな			
住所					
扶養義務者	対象者又はその父母との続柄 ()	対象者又はその父母との続柄 ()			
所得	円	円			
支払口座等	支払区分 預金種類 金融機関名 口座番号 口座名称	支払区分 預金種類 金融機関名 口座番号 口座名称			
障害の程度	級	級			
高校等在学状況	学校名等	学校名等			
加入保険の世帯主 被保険者 組合員	世帯主 被保険者 組合員	世帯主 被保険者 組合員			
保険者の種別 名称 所在地	国・退・協会・組・船・ 共・国組・後期	国・退・協会・組・船・ 共・国組・後期			
被保険者証の 記号番号					
<p>医療福祉費受給資格の内容等について変更がありましたので、医療福祉費受給者証を添えて、上記のとおり届けます。</p> <p>年 月 日</p> <p>下妻市長 様</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所 下妻市 氏名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> <p>(注) 押印は、署名(自筆)の場合は、必要ありません。 押印をぼ印に代えることは、差し支えありません。</p>					

様式第8号(第11条関係)

㊦ 第三者の行為による被害届			
公費負担者番号		対象者 氏名	男女
受給者番号			年 月 日生
その事故の要旨等 〔日時・場所・ 状況等〕			
疾病又は負傷の 状況			
第三者の住所 (居所)及び氏名 (名称)・日時 住所(居所)が 明らかでない時 はその旨			
示談の有無	有・無(示談があった場合は示談書の写を添えること。)		
損害賠償金の額			
上記金額の受領 年月日(見込)	年 月 日		
<p>上記のとおりお届けいたします。 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">下妻市長 殿</p> <p style="text-align: right;">届出人 〔受給者又は 保護者等〕 住所 氏名 ㊦</p> <p>(注) 押印は、署名(自筆)の場合は、必要ありません。 押印をぼ印に代えることは、差し支えありません。</p>			

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第3条、第4条関係)

様式第2号の2(第4条関係)

様式第3号(第5条関係)

様式第4号(第6条関係)

様式第5号(第7条関係)

様式第6号(第8条の2関係)

様式第7号(第10条関係)

様式第8号(第11条関係)